

«福岡県教育庁提供：福岡県旅費制度改正概要»

実習船による航海旅行における日額旅費について

1 趣旨

「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に鑑み、本県の旅費制度を見直すもの（国準拠）

2 改正概要

これまで航海旅行において支給していた日額旅費を廃止し、宿泊を伴う旅行として宿泊手当を支給

	種目	現行	改正（案）						
（例） 30泊 31日の航海旅行の場合	日額旅費	<ul style="list-style-type: none">・船長の場合 90,210円（2,910円×31日）・各長の場合 75,330円（2,430円×31日）・各員の場合 70,370円（2,270円×31日）	廃止						
	普通旅費 (宿泊手当) 【新設】		<p>72,000円（2,400円×30泊）</p> <p>（2,400円の内訳）</p> <table><tr><td>朝食代</td><td>800円</td></tr><tr><td>夕食代</td><td>800円</td></tr><tr><td>諸雑費</td><td>800円</td></tr></table>	朝食代	800円	夕食代	800円	諸雑費	800円
朝食代	800円								
夕食代	800円								
諸雑費	800円								

3 施行予定日

令和7年4月1日